

福岡医発第1275号(地)
平成17年10月14日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



神奈川県医師国民健康保険組合、神奈川県薬剤師国民健康保険組合及び神奈川県建設業国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。
なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 神奈川県医師国民健康保険組合の改正内容

現 行		改 正 後	
第一種組合員、 第二種組合員 及び家族	10分の2	第一種組合員、 第二種組合員 及び家族	10分の3
1歳未満	負担なし	1歳未満	10分の3

※ 施行年月日 平成17年10月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

2. 神奈川県薬剤師国民健康保険組合の改正内容

現 行		改 正 後	
組合員	10分の2	組合員及び 組合員以外	10分の3
組合員以外	10分の3		

※ 施行年月日 平成17年10月1日

3. 神奈川県建設業国民健康保険組合の改正内容

現 行		改 正 後	
組合員	10分の2	組合員及び 組合員以外	10分の3
組合員以外	10分の3		

※ 施行年月日 平成17年10月1日



(公印省略)

17国援第79号-16

平成17年9月28日

福岡県医師会長 殿

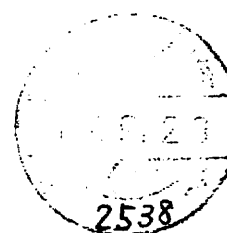
福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

神奈川県医師国民健康保険組合、神奈川県薬剤師国民健康保険組合及び
神奈川県建設業国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、神奈川県保健福祉部医療課長から通知がありましたので、お知らせします。





医 第401号
平成17年9月13日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

神奈川県保健福祉部医療課長
(公 印 省 略)

神奈川県医師国民健康保険組合、神奈川県薬剤師国民健康保険組合及び
神奈川県建設業国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、別添のとおり認可しましたのでお知らせします。

なお、改正の内容は別添のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先
国保指導班 溝岡（なみおか）
電話（045）210-1111 内線 4881
FAX（045）210-8856



神奈川県医師国民健康保険組合規約新旧対照表

旧 条 文	新 条 文
(一部負担金) 第10条 被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者は除く。以下この条において同じ。)が、保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際、<u>第一種組合員、第二種組合員及び家族の一部負担金の額は、当該給付に要する費用の額の十分の二に相当する額とする。</u> ただし、被保険者が70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次に掲げる場合を除く。)の一部負担金の額は、当該給付に要する費用の額の十分の一に相当する額とする。70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者、その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときの一部負担金の額は、当該給付に要する費用の額の十分の二に相当する額とする。 <u>2 第1項の規定にかかわらず、家族のうち次の各号のいずれかに該当する者は、保険医療機関又は保険薬局に一部負担金を支払うことを要しない。</u> <u>(1) 年齢1年に達する日の属する月の末日までに療養の給付を受けるとき。</u> <u>(2) 年齢1年に達する日の翌月の初日から年齢5年に達する月の末日までに歯科診療による療養の給付を受けるとき。</u> 3 第一種組合員がその世帯に属する被保険者を診療した場合、給付を行わない。	(一部負担金) 第10条 被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者は除く。以下この条において同じ。)が、保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際、<u>第一種組合員、第二種組合員及び家族の一部負担金の額は、当該給付に要する費用の額の十分の三に相当する額とする。</u> ただし、被保険者が70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次に掲げる場合を除く。)の一部負担金の額は、当該給付に要する費用の額の十分の一に相当する額とする。70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者、その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときの一部負担金の額は、当該給付に要する費用の額の十分の二に相当する額とする。 2 削除 3 第一種組合員がその世帯に属する被保険者を診療した場合、給付を行わない。

施行年月日 平成17年10月1日

神奈川県薬剤師国民健康保険組合規約一部改正新旧対照表

改 正 規 約	現 行 規 約
(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1 各号から第4号までに掲げる場合以外の場合 <u>10分の3</u> 2 (略) 3 (略) 4 (略) (保険料賦課額) 第16条 組合員は、保険料として、次の区分による額と組合員の世帯に属する被保険者1人につき6,500円及び組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。) <u>1人につき3,000円</u>の合算額を、毎月組合に納付しなければならない。 (1) 第1種組合員・第2種組合員 16,000円 (2) 第3種組合員 15,000円 2 前項各号に掲げる者が介護納付金賦課被保険者である場合は、第1号中「16,000円」とあるのは「<u>19,000円</u>」と、第2号中「15,000円」とあるのは「<u>18,000円</u>」とする。	(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1 各号から第4号までに掲げる場合以外の場合 <u>組合員にあっては10分の2、その他の被保険者については10分の3</u> 2 (略) 3 (略) 4 (略) (保険料賦課額) 第16条 組合員は、保険料として、次の区分による額と組合員の世帯に属する被保険者1人につき6,500円及び組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。) <u>1人につき2,000円</u>の合算額を、毎月組合に納付しなければならない。 (1) 第1種組合員・第2種組合員 16,000円 (2) 第3種組合員 15,000円 2 前項各号に掲げる者が介護納付金賦課被保険者である場合は、第1号中「16,000円」とあるのは「<u>18,000円</u>」と、第2号中「15,000円」とあるのは「<u>17,000円</u>」とする。

施行年月日 平成17年10月1日

神奈川県建設業国民健康保険組合

規約改正

新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約
(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合、<u>組合員にあっては当該給付に要する費用の10分の2に相当する額とし、組合員以外の被保険者については、当該給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。</u> (2) 一略一 (3) 一略一 (4) 一略一 2. 一略一	(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合、<u>当該給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。</u> (2) 一略一 (3) 一略一 (4) 一略一 2. 一略一 附 則 (平成17年2月27日改正) 1. この規約は、平成17年4月1日から施行する。ただし、改正後の第10条の規定については平成17年10月1日から適用する。 2. 改正後の規約にかかわらず、平成16年度までの介護納付金分保険料については、なお従前の例による。

施行年月日 平成17年10月1日